

## ●指定訪問介護

### <サービス利用料金> (契約書第4条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。介護保険からの給付サービスを利用する場合は負担階層により基本料金の1割または2割です。

#### ①基本料金

##### ◆身体介護

20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
1,650円	2,480円	3,940円	5,750円	830円を追加

##### ◆生活介護

20分～45分未満	45分以上
1,810円	2,230円

##### ◆身体介護に引き続き生活介護を行う場合

20分～45分未満	45分～70分未満	70分以上
660円	1,320円	1,980円

#### ②加算料金

加算項目	加算内容
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の100分の15相当を加算。
緊急時訪問介護加算	契約者またはご契約者の家族からの要請を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）にない訪問介護（身体介護）を、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等がケアマネージャーの承諾を得て行った場合に100単位加算。
特定事業所加算Ⅱ	体制要件（計画的に研修、会議を開催すること等）と人材要件（サービス提供責任者は5年以上の経験を有する介護福祉士を配置し、ヘルパー全体でも30%以上の介護福祉士を配置）を満たしていることから基本料金の100分の10相当を加算。

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行った場合、もしくは同行した場合は、1月につき200単位加算。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を図るため、適切な措置を講じている場合に、介護保険料その他の加算を含めた料金の1000分の137相当を加算

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

### ●指定第1号訪問事業（訪問型サービスA）の利用料

#### 【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービスⅠ（1月につき）	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	11,680円／月	1,168円	2,336円
訪問型サービスⅡ（1月につき）	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1）	23,350円／月	2,335円	4,670円
訪問型サービスⅢ（1月につき）	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2）	37,040円／月	3,704円	7,408円

上記の基本利用料が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200円	400円
特別地域加算	厚生労働省が定める地域に所在する事業所として基本料金の100分の15相当を加算。			
介護職員処遇改善加算(I) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合に対象。介護保険料その他の加算を含めた料金の1000分の137相当を加算。			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。